

協働のまちづくり 第54回

宗像のシンボル カノコユリを再生したい

これまで、そして、これから

市民と一緒にまちづくりを進めるため、平成19年度から始まった「市民サービス協働化提案制度」。これまで30事業を、市に代わって市民活動団体などが実施しています。

今回は、ふるさとの水と緑を守り、住みよい生活環境づくりを目的に設立して20周年を迎え、市との協働で市の花「カノコユリ」の再生事業に取り組んでいる、むなかた「水と緑の会」を紹介しつづけます。

■問い合わせ先
市民活動交流室 ☎(36) 0311

市の花を
絶滅させては
いけない

「市の花・カノコユリを市内ではほとんど目にできないのは寂しい限りです。カノコユリは絶滅危惧種と聞いています

が、決して絶やしてはいけなと思ひます」と谷井博美市長。カノコユリの保存・繁殖活動を自らのマネフェストにも掲げています。

これに呼応したのが、むなかた「水と緑の会」でした。協働化提案制度に、市の花「カノコユリ」再生事業として手を挙げたのです。会長の福島敏満さん(59歳・自由ヶ丘)と「花と緑部会」の吉田

博美さん(63歳・東郷)もカノコユリに対する思いは谷井市長と同じでした。博美さんは以前、県の農業改良普及職員として昭和49年から宗像地区を担当。花に關してはプロです。また、幸いにも、吉田さんの前任者(県職員)も宗像市在住で、カノコユリの詳しい資料を残してくれていました。

資料によると、「昭和40年代前半には河東地区・山田の畑やカノコユリへの思いを語る吉田さん



里山、その里山に隣接した田や畑のあぜ道には多くのカノコユリが自生していた」と記されています。一時は、輸出用の球根として繁殖させようと取り組んでいましたが、産業として定着させるのは難しかったようです。

また、里山の間伐作業などがおろそかになったことから、次第に姿を見ることができなくなり、カノコユリへの関心は薄くなったと思われま

す。その後、昭和56年の市制施行時に、宗像市が日本でも数少ないカノコユリの貴重な自生地であったことから「市の花」となりました。

市では、市制施行から

数年間、鹿児島県の甕島(こしきじま)から球根を取り寄せ、公共施設や一般家庭などにカノコユリを普及させようとした。しかし、管理の方法などを伝えることができず、うまくいきませんでした。

そこで、今回の再生事業では、コミュニティ・センターなどの公共施設で植付けと管理方法の講習会を計画。吉田さんは「日々の管理を施設管理者や地域住民にお願いすること、花と緑を増やす活動につながり、環境保全意識の高揚につながるのでは」と期待しています。市の花がカノコユリであること、世界でも希少品種であることを市民のみなさんに知ってほしい願いも込められています。

カノコユリを
みんなに
知ってほしい

「カノコユリを育てて増やすためには、管理の方法を学ぶことが必要です。当然、植える場所も重要になります」と吉田さん。このことに気をつ

けなければ、普及は難しいそうです。

「カノコユリを育てるには、種からだると4〜5年かかるため、通常は球根の状態が流通しています。球根だと翌年の夏には花が咲きます。球根を植える場所は、赤土で、ある程度水分を含み、水はけが良い土壌を好むようです」と吉田さん。

「午前中の半日程度日の当たる場所で、根元に日が当たらないように背の低い草を生やしておくか、マルチング(畑などの地面を被覆して、土壌

自然環境保全に
協力を

「カノコユリを育てるには、種からだると4〜5年かかるため、通常は球根の状態が流通しています。球根だと翌年の夏には花が咲きます。球根を植える場所は、赤土で、ある程度水分を含み、水はけが良い土壌を好むようです」と吉田さん。

乾燥や侵食、雑草の発生などを防ぐこと)などの配慮が必要です。植え付ける深さは球根の2〜3倍。ユリ類は、球根の下から出る根と上の茎から出る根があり、この上



メイトム宗像の庭に咲くカノコユリ

にある根が肥料を吸収し球根が太るため、この根が十分に張れる深さが必要なためです」と詳しく説明してくれました。

東郷地区の大井区や釈迦院区に自生しているカノコユリの現地を案内してもらいましたが、ほぼこのような条件を満たしていません。

「きちんと管理をできる人を地域に増やしていくことが必要。まずコミュニティ地区ごとに学習をお願ひし、その効果で各家庭に広がっていくことが理想です」と吉田さん。会長の福島さん

【おわり】

(メイトム宗像 館長・立石実)

まるで個人情報を入りかきようがワンクリック請求が急増!

消費生活センターに寄せられる相談の中で、パソコンや携帯電話のサイト画面を一度クリックしただけで請求画面になる「ワンクリック請求」に関する相談が後を絶ちません。



事業者は、申込者がインターネットの申込内容を容易に確認・訂正できる画面を設定する必要があります。

相談事例では、その画面が設定されていないため、契約は成立してないことになりました。相談者には「支払う義務はないので無視するように」と助言しました。

【処理結果】事業者は、申込者がインターネットの申込内容を容易に確認・訂正できる画面を設定する必要があります。

■相談事例
携帯電話のインターネットでいろいろな情報を見ているとアダルトサイトを発見、最初のページに記載されていた

動画をクリックした。すると「ご入会ありがとうございます」と表示された。

■アドバイス
①安易にクリックしないようにしよう

②慌てて業者に連絡すること避けてみましょう

③慌てて業者に連絡すること避けてみましょう

宗像市消費生活センター
転ばぬ先の杖
☎(33)5454
でばんぢちゃん



驚いて前のページに戻ると、画面の一番下に利用規約があり、「利用料金9万円」という記載があった。支払わなければならないのか?

最近では、アダルトサイトだけでなく占いサイトや芸能人情報サイト、ゲームサイトなど、さまざまなサイトからアダルトサイトにつながるこ

トトラブルに巻き込まれた場合は、サイト名や連絡先、請求画面などを保存し、消費生活センター

多重債務電話相談
■県弁護士会 毎週土曜日 10:00~13:00 *祝日は休み ☎092(721)6778
■福岡財務支局 毎週月~金曜日 9:00~17:00 *年末年始、祝日は休み ☎092(411)7291